



# 公平性に疑義を生じさせない選出方法を!

## 申21号・新潟支社内各事業場における過半数代表者の選出に関する申し入れ

新潟地本は9月6日、申21号・新潟支社内各事業場における過半数代表者の選出に関する申し入れの団体交渉を行いました。

公平・公正な選出の必要性については労使ともに同じ認識であるものの、「現場管理者は絶対的に信用が出来る存在」を前提とする支社側と、第三者的な視点で中立といえる条件を整えることで公平性を保とうと主張する組合側との間で議論は平行線に終わりました。



### 団体交渉のポイント

支社側の主張・説明

- 労働基準法施行規則第6条の2に則り投票という選出方法を選んだ。新潟支社では現場長を招集して説明を行った。今回の代表者選挙について問題はなかったと認識している。
- 今回実施した選出方法において大きな問題はなかった。組合側から指摘されたような社員から疑念を持たれるような事象があったことは把握していなかった。
- 周知の期間について定めはない。期間が短いという意見については、検討させてもらう。開票日に当選者の即日告示というルールもない。
- 所信表明については、立候補者から申し出があれば書いてもらって構わない。ルールとして所信表明を出すという定めはない。
- 投票期間中の選挙立ち会いを誰が行うのかのルールはない。今回は管理者が立ち会った。
- 現場の責任者として、現場長と管理者複数名で開票作業を実施した。誰が立ち会うというルールはなく、現場長の許可があれば立ち会いは可能。

### 労働基準法施行規則第6条の2

(いわゆる24協定や36協定などについて定める労働基準法の各条文で)規定する労働者の過半数を代表する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

1. 法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
2. 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。

「ルールで決まっていないために現場次第」とする内容が多くあることが明らかになりました。

36協定や24協定をはじめ労働条件や福利厚生に直結する課題を託す代表者を選出する重要な手続きであり、公平性・公正性を保つことが重要です。

## より疑義が生じない運用を 職場から求めていきます!